

道路に張り出した枝の枝払いのお願い

町道において、隣接する個人宅や山林（個人所有地）等から道路に枝などが張り出している事例が見受けられます。

道路への枝の張り出しは、通行に支障となるだけでなく、場合によっては、歩行者や通行車両の事故につながる恐れがあります。

◇ 次のような状況が見られる土地の所有者の方は樹木の伐採、又は枝払いをお願いします。

- 道路、歩道へ樹木が張り出している。
- 枯れ木、折れ枝などによる通行への障害がある。（又はその恐れがある）
- 竹林の繁茂による通行への障害がある。（又はその恐れがある）

沿道の個人宅の生垣や庭木、山林等からの倒木や道路上に張り出した枝の落下等により、通行中の車両等が損傷する事故が発生した場合には、**樹木の所有者が賠償責任を問われる場合があります。**

道路での交通事故防止のためにも、倒木等危険を及ぼす恐れのある樹木については、所有者において事前に伐採して頂きますようご協力をお願いします。



（土地の工作物の占有者及び所有者の責任）

民法第717条 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の規定は竹林の植栽又は支持に瑕疵がある場合について準用する。
- 3 前二項の場合において、損害の原因について他にその責任を負う者があるときは、占有者又は所有者は、その者に対して求償権を行使することができる。

（道路に関する禁止行為）

道路法第43条 何人も道路に関し左に掲げる行為をしてはならない。

- 1 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
- 2 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。

私有地から道路上に張り出している枝や葉は、土地所有者に所有権があるため、町で勝手に切ることはできません。道路上空へのはみ出しや立ち枯れ木・折れ枝の道路への倒木、竹林等の繁茂による道路への飛び出しが見られる土地の所有者の皆さんは、個人の管理・責任のもと、枝払い・伐採などの処置を取られるようお願いいたします。

お問い合わせ先 建設課 管理係 電話 0224-33-2214